

真岡市自治基本条例（案）に対するパブリックコメント 意見概要と市の考え方

提出者： 7 名 提案総数： 1 1 5 項目（重複内容を含む。）

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
1	前文	真岡市は、・・・清流に育まれ、 <u>二宮尊徳をはじめとする</u> 多くの	・二宮尊徳は、真岡の桜町、東郷等を拠点に農村改革に取り組み、その仕法は真岡の地で成熟をみ、県内はもとより北関東、東北、神奈川、静岡と多くの土地に進出していった。その業績は過去の遺産だけでなく将来にわたって教育、社会面当で学ぶべきことは多い。真岡として誇りとすべき先人であり、前文に入れるべき。 ・尊徳の足跡は非常に大きく、日本中で知らない人はいない。更に尊徳仕法の研究もおこなわれている。二宮町と合併した真岡市としては前文に名前を入れるべき。 ・尊徳には偉大さと全国的な知名度の高さがあり、生き方や考え方が、現在も脈々と受け継がれている。「真岡市の独自性」の人物にふさわしい。	ご意見のとおり、二宮尊徳翁の功績は、すでに広く知られているものではありませんが、本市に縁のある人物は、南高岡の仏生寺で生まれたとされる勝道上人や、高田山専修寺を建立した親鸞聖人、真岡城主であった芳賀氏など多数いる中で、特定の人物のみの名前を条例中の規定で設けることには、慎重にならなければなりません。このようなことから、現行案のとおりとします。	無
2	前文	<u>その結果この地域では、各地から人々を受け入れながら開発が進められ、地域と首都圏の食料供給地としても重要な役割を果たしています。</u>	真岡市自治基本条例検討市民会議（以下「市民会議」とする。）の素案では、この表現が含まれていたが、削除されている。この部分は、真岡の歴史を表す部分でもあるので、前文に入れるべき。	「各地から人々を受け入れながら開発が進められ」という表現は、その前段の「歴史文化の遺産を受け継ぎつつ、・・・郷土をつくり上げてきました」という表現からは、やや飛躍した表現になってしまいます。また、「各地から人々を受け入れながら」という表現が、解釈によっては誤解を与えかねない表現でもありますので、現行案のとおりとします。 また、「食料供給地」という表現についても、流通産業が発達し、全国各地から首都圏に対し供給ができる今日において、本市が条例中に規定できるほどウェイトを占めているか、よく検討する必要があることなどから、現行案のとおりとします。	無
3	前文	この歴史を踏まえて、真岡市民は、誰もが自由平等で、人と自然の尊重を基本とし、 <u>持続可能な福祉、環境、安全、安心等調和のとれた魅力あるまちとして、</u> 次世代に引き継いでいかなければなりません。	市民会議の素案が意味するところは{「持続可能な福祉」、「環境」、「安全」「安心」等調和のとれた}」ことであり、併記できないことなく、「まちづくり」の大切な要素である。市民会議の素案のままとするべき。	ご意見にある修正案では、「持続可能な」の形容詞が「福祉」「環境」「安全」「安心」の4つの言葉にかかっていますが、「持続可能」という理念は、1987年の国連の環境と開発に関する世界委員会の最終報告書において提唱がなされたものです。また、日本においても平成18年4月に閣議決定された第3次環境基本計画において、持続可能な社会として、「健全で恵み豊かな環境が、地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」と定義しており、主に環境に関する用語として解しています。そのことから、「持続可能な」「福祉」や、「安全」「安心」にかかるものではないとの解釈から、現行案のとおりとします。	無
4	前文	・・・、歴史文化の遺産を受け継ぎつつ、 <u>豊かな自然</u> と共存した郷土をつくり上げました。	「豊かな自然」の意味は「緑豊かな林、森、清流、緑の草原」等を含みでいるので、わざわざ「みどり」を二重に装飾する必要はない。削るべき。	「豊かな自然」は、「緑豊か」と重複していると解釈することもできますので、ご意見のとおり修正します。	・・・ <u>受け継ぎつつ、豊かな自然と</u> ・・・
5	前文	「私たち市民は」⇒「 <u>真岡市民は</u> 」	市の制定する条例なので、「私たち市民は」には違和感がある。「真岡市民は」にすべき。	本条例案における前文は、市と市民とが一体となって「共に生きる喜びを感じる地域社会」を目指す決意を表明したものでありますので、より市民にとって、親しみやすいように一人称の用語を用いています。このことから、現行案の通りとします。	無

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
6	前文	・・と <u>連携、協力</u> しながら	条例案の「連携し、及び協力し」という表現では、句読点と接続詞が二重になっているのではないか。「連携し、協力」又は「連携、協力」とすべき。	「連携・協力」という場合の midpoint（・の部分）は、密接不可分な名詞の接続の際に用いることが原則とされています。この場合、「連携」と「協力」は密接不可分な名詞に当たらないとの解釈から、midpointを用いない用法としたものです。 また、名詞を接続する場合、2つの名詞を接続する場合には「及び」を用い、活用のある語を接続する場合には「及び」の前に読点を用いることが原則ですので、現行案のとおりとします。	無
7	第1条第2項	・・ <u>進めます。</u>	「ものとします」という文末の表現には、あいまいさを感じる。「します」とすべき。	「ものとします」という語の用法には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれているという解釈があります。まちづくりの主体は市民であり、議会及び市長は、市民の信託を受けて自治を推進するべきという規定には、義務付けの意味が含まれる用法が適当でありますので、現行案のとおりとします。	無
8	第3条第3号	市とは、議会及び市長を <u>統括代表者とする地方公共団体である真岡市</u> をいい、教育委員会・・ <u>を含みます。</u>	条例案の表現では、「市」というイメージがはっきりしない。市といった時は、市役所を連想するので、真岡市という表現を入れるべき。	地方自治法第147条では「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」と規定がありますが、「統括代表者」という用語は、地方自治法などの法律上は存在しないものと解しています。このことから、現行案のとおりとします。	無
9	第4条第2項	市は、市民の信託に応え、安定して効率の良い市政運営 <u>を行います。</u>	・「努めます」より、「行います」という表現のほうが、意思及び行為がはっきりするのではないか。 ・第4条第1項の市民に関する表現に比べて、逃げているように感じる。努力目標ではなく決意表明とすべき。 ・他市町の自治基本条例は、義務的表現（例「しなければなりません」）と努力目標的表現（例「努めます」）をきちんと使い分けている。義務的表現でなければ、条例にする意味は無いのではないか。この条例には罰則規定は無いので、実行性を持たせるにも義務的表現が必要であると考える。 ・現状をとらえ、将来的にも行政の効率化は必須であり、民間企業の効率追求を考えれば、努力規定では不十分である。また、同条他項の表現に合わせるべき。	ご意見のとおり、市が効率のよい市政運営を行うことについて、その姿勢を明確に示し、また、本条の他の条項と表現を合わせるため、文末の表現を修正します。	・・ 市政運営を行います。
10	第4条第3項	市民及び市は、それぞれの役割を担い、協働による住みよいまちづくり <u>を行います。</u>	「推進します」という表現よりも、「行います」という表現にし、決意表明とすべき。	「推進」という用語には「推し進める」という意味があることから、将来にわたり取り組んでいく姿勢が含まれていると解釈しています。このことから、意味に大きな差異はないものでありますので、現行案のとおりとします。	無
11	第5条第1項	市民は、お互いの違いを理解し認め合い、それぞれの権利を <u>尊重しなければなりません。</u>	・条例案の表現だと、少し軽く感じる。強い言い方のほうが条例らしくなるのではないか。 ・義務的表現でなければ、条例にする意味は無い。この条例には罰則規定は無いので、実行性を持たせるには義務的表現が必要である。	本条項は自治の基本原則を定めたものですので、第4条の自治の基本理念と表現を合わせていましたが、条例の実効性を担保する意味でも義務的規定にするほうが好ましいというご意見をいただきましたので、義務的規定の他の条項と表現を合わせて、修正をします。	・・ 尊重するものとします。
12	第5条第2項	市は、協働に際して市民が対等な主体として積極的に行動できるように、配慮 <u>しなければなりません。</u>	義務的表現でなければ、条例にする意味は無い。この条例には罰則規定は無いので、実行性を持たせるには義務的表現が必要である。	本条項は自治の基本原則を定めたものですので、第4条の自治の基本理念と表現を合わせていましたが、条例の実効性を担保する意味でも義務的規定にするほうが好ましいというご意見をいただきましたので、義務的規定の他の条項と表現を合わせて、修正をします。	・・ 配慮するものとします。

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
13	第5条第3項	市民及び市は、互いに情報を共有し、まちづくりを推進 <u>しなければなりません。</u>	義務的表現でなければ、条例にする意味は無い。この条例には罰則規定は無いので、実行性を持たせるには義務的表現が必要である。	本条項は自治の基本原則を定めたものですので、第4条の自治の基本理念と表現を合わせていましたが、条例の実効性を担保する意味でも義務的規定にするほうが好ましいというご意見をいただきましたので、義務的規定の他の条項と表現を合わせて、修正をします。	・・推進するものとし ます。
14	第7条第2項	・・まちづくりに伴う負担を分かち合いま す。	「負担」という表現を用いることで、納税の意味を含ませるかどうか。	「負担」という用語には、「身に引き受けること、義務」などの意味があります。ご意見にありますとおり、「まちづくりに伴う負担」とした場合には、納税に関する義務についても含まれると解釈することは可能ですので、第7条第4項で設けていた規定を削り、本条項に意味を含ませる形で修正します。	・・負担を分かちあい ます。
15	第7条第3項	市民は、次世代のために、 <u>歴史と文化と自然を守り、受け継ぎ、発展させる持続可能な社会を築きます。</u>	市民会議の素案では「歴史、文化、自然も社会構造、気候変動、環境の変化等により現状のままでは困難になり持続可能な変化が必要になる」ということを意味しているから市民会議の素案に戻すべき。	ご意見にある案は、「歴史」「文化」「自然」の3つの用語がそれぞれ、「守り」「受け継ぎ」「発展させる」とつながっています。それぞれの文面からすると、例えば、「自然」を「発展させる」という表現では条例中の意味が通らないことなどから、現行案のとおりとします。	無
16	第7条第4項	<u>削除</u>	・納税は、法的な義務であるので、責務というには不適切なように感じる。 ・納税の義務は、憲法や地方自治法の中で明示された義務。すでに法律に定められている義務や権利の中で、自治基本条例では何を取り上げるのかは、この条例の基本理念や原則に求めたい。ここでの市民の責務としては、納税の義務よりも、自覚、責任、分担などの文言に示される「市政への関わり方」が重要であると考えるので、この条文は削るべき。	行政サービスを享受する権利と対となる納税等の義務について規定を盛り込んでいましたが、第7条第2項に本条項の意味を含ませることで、ご意見のとおり修正します。	<u>削除</u>
17	第8条第1項	・・協働するよう <u>努めます。</u>	・「ものとしします」という表現より「します」などの表現のほうが行おうとする行為に対する意思がはっきりするのでは。 ・「ものとする」はあいまいに感じます。強い意志を伝えるには言い切る表現が適当ではないか。	「するものとしします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も義務付けの意味を含む「するものとしします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
18	第8条第2項	・・貢献 <u>します。</u>	・「ものとしします」という表現より「します」などの表現のほうが行おうとする行為に対する意思がはっきりするのでは。 ・「ものとする」はあいまいに感じます。強い意志を伝えるには言い切る表現が適当ではないか。	「するものとしします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けの意味を含む「するものとしします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
19	第8条第3項	・・人材の育成に <u>努めます。</u>	「ものとしします」という表現より「します」などの表現のほうが行おうとする行為に対する意思がはっきりするのでは。	「するものとしします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けの意味を含む「するものとしします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
20	第8条第3項	・・積極的に参画・協働する人材と推進する人材の 育成をします。	・積極的に参画・協働する人材として、市民だけではなく、行政側に市民の参画・育成を推進する意識とスキルを持った人材の育成が欠かせないと考えます。行政の中にも、市民の中にも、参画・協働の基礎をつくる人材を育成していくことを明言すべき。 ・市が「します」ではなく「努める」というだけでも責任を弱めているように感じるが「努めるものとする」では、なお一層責任逃れをしているとも受け取られかねない。市として、強い決意を表明するために言い切る表現にすべき。	本条項では「まちづくりに参画・協働しやすい仕組みづくり」と「積極的に参画・協働する人材の育成」の両方に「努めるもの」としています。文末の表現を「努めるものとします」とすることで、取り組む姿勢を示し、更に義務付けの意味を含む表現としています。これは、市として、前述の2点について取り組んでいくことを表したものですので、現行案のとおりとします。	無
21	第8条第3項	市は、市民が参画、協働しやすい仕組みづくりに努めるとともに、まちづくりに積極的に参画・協働する人材 を育成しなければなりません。	義務的表現でなければ、条例にする意味は無い。この条例には罰則規定は無いので、実行性を持たせるには義務的表現が必要である。	本条項では「まちづくりに参画・協働しやすい仕組みづくり」と「積極的に参画・協働する人材の育成」の両方に努めるものとしています。文末を「努めるものとします」ということで、取り組む行為に義務付けの意味を含むさせています。これは、市として、前述の2点について積極的に取り組んでいくことを表したものですので、現行案のとおりとします。	無
22	第8条第4項	市は、市民の参画・協働の機会の拡充に努め、その成果が最大限活かされるよう に努めなければなりません。	義務的表現でなければ、条例にする意味は無い。この条例には罰則規定は無いので、実行性を持たせるには義務的表現が必要である。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
23	第8条第4項	・・活かされるように 努めます。	「ものとします」という表現より「します」などの表現のほうが行おうとする行為に対する意思がはっきりするのでは。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
24	第8条第4項	・・活かされるように します。	市民が望む参画・協働であるからこそ、実現が信用できないような表現ではなく、言い切る表現にすべき。	文末の表現に「努めるものとします」という表現を用いたことについては、中段「市民が参画・協働する機会の拡充に努め」の表現と整合性を図ったものです。また、「ものとします」という表現を用いることによって、一定の行為に対し義務付けの意味も含まれますので、市が取り組んでいく姿勢を示した条文になっています。このため、現行案のとおりとします。	無
25	第8条第5項	市は、市民が主体となる地域社会の活動を行う際には、必要な情報、人材、場所の提供などを積極的に支援し、市民の力が発揮されたまちづくりを 実現するように努めなければなりません。	義務的表現でなければ、条例にする意味は無い。この条例には罰則規定は無いので、実行性を持たせるには義務的表現が必要である。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくり推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
26	第8条第5項	・・発揮されるまちづくり を実現します。	市民が強く望むことなので、市としての明確な意志を表明すべき。	本条項では、市として、市民主体の地域社会の活動に対し、必要な人材や場所、情報を提供するなどの支援を行い、それによって、参画・協働の推進に取り組んでいく姿勢を表したものです。なお、文末の表現については、第8条の各項を通して整合性を図ったものですので、現行案のとおりとします。	無

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
27	第8条第5項	・・実現できるように <u>努めます。</u>	「ものとします」という表現より「します」などの表現のほうが行おうとする行為に対する意思がはっきりするのでは。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
28	第8条第6項	・・受けることがないように <u>努めます。</u>	「ものとします」という表現より「します」などの表現のほうが行おうとする行為に対する意思がはっきりするのでは。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
29	第8条第6項	・・不利益を受けることがないように <u>します。</u>	不利益を受けることがあってはならないとして条文にしているので、言い切る表現にすべきでは。	市あるいは市民が、市民に対して不利益を与えないことが最も重要なことですが、そのような不利益を与えないように取り組んでいくことも重要であると解釈しています。「努めるものとします」という表現を用いることで、その取り組む姿勢に対して義務を伴う意味を含ませています。このことから、現行案のとおりとします。	無
30	第8条第6項	<u>市は</u> 、市民がまちづくりに参画・協働できなくても、不利益を受けることがないように <u>努めなければなりません。</u>	主語が「市民及び市」となっているが、市民が市民に不利益を与えるような事をするのが疑問である。主語の市民は削るべき。また、文末表現も、義務規定にすべき。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目を規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について定めた理念型の条例でありますので、文末の表現は義務付けを伴う「するものとします」という表現にしています。 また、主語が「市民及び市」であることで、市が市民に対して不利益を受けることがないようにすることはもとより、市民が市民に対しても、不利益を与えることがないように努めるものとしました。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
31	第9条第1項	<u>第9条 議会は、本市の意思決定の議決機関であり、市民の信託に応えられるようにします。</u> <u>2 議会は、市政の運営状況を調査及び監視する役割を適切に果たすとともに、政策の提言や条例制定等の活動に責任を持ちます。</u>	第1項を2つに区切り、そして「意思決定」の文言を追加した。区切った理由は、議会は市民の信託を受けている重要な使命を持つ機関であるので、信託に応えられるようにすることが第一で、その上に役割、責任が付与されるのではないか。また、「意思決定」を追加した理由は、本市の意思を決定する重要な唯一の機関ということを明確にする必要があるため。	本条項では、現案においても議会は市民の信託に応えることが第一に規定されています。それを受け、市政運営状況についての調査、監視等を行うと規定されていますので、ご意見の内容は盛り込まれているものと解されます。 また、「意思決定」については、議会は「議決機関」であると同時に「意思決定」の機関でもありますので、ご意見のとおり修正します。	・・本市の意思決定の議決機関であり、・・
32	第9条第1項	<u>第9条 議会は、本市の意思決定の議決機関であり、市民の信託に応えられるようにしなければなりません。</u> <u>2 議会は、市政の運営状況を調査及び監視する役割を適切に果たすとともに、政策の提言や条例制定等の活動に責任をもたなければなりません。</u>	市民会議の素案では第1項として「議会は、本市の意思決定の議決機関であり、市民の信託に応えられるようにしなければならない。」とし、第2項で「議会は、市政の運営状況を調査及び監視する役割を適切に果たすとともに、政策の提言や条例制定の活動に責任を持たなければなりません。」とした。 第1項は他市町の条例でも独立しており、「意思決定の議決機関」と記載されており、かつ第1項、第2項ともに文末の表現は「・・しなければならない」と義務的表現になっている。このようなことから、項を分けて、義務規定にすべき。	現案は、ご意見にある2つの項目を合わせた規定になっていますので、ご意見にある第1項及び第2項の内容は含まれています。 次に、「意思決定」を加えることについては、議会は「議決機関」であると同時に「意思決定」の機関でもありますので、ご意見のとおり修正します。 文末の表現については、「ものとします」という表現を用いることで、一定の行為に対して義務付けを伴う意味を持たせています。このため、文末の表現については、現行案のとおりとします。	・・本市の意思決定の議決機関であり、・・

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
33	第9条第1項	・・活動に責任を持ちます。	議員に対し市民が期待していることを規定しているので、あいまいな表現ではなく、言い切る表現にすべき。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
34	第9条第2項	その他議会の組織及び運営と議員に関する基本的事項は、別に条例で定めます。	議会に関し必要な事項の「必要」について、その捉え方によって変わるものではないか。議会が住民とどう向き合い、どのような形で議員同士が議論し、その上でどんな方法で議会を運営しているのか、住民からみても議会活動、議員活動が見えてこない。その意味を込めて、また、議会基本条例の制定を望むことも含め、「基本的事項」とすべき。	議会に関する基本的な事項は、すでに地方自治法の第6章において規定されております。また、本市の条例、規則等においても会議の運営など詳細に定められています。そのため、すでに基本的な事項は定められていると解しており、すでに規定されているもの以外に必要な事項があれば、議会が定めることという趣旨で本条項を設けています。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
35	第9条第2項	・・議会運営に関する基本的事項は、・・。	・必要かどうかの判断が誰かになされるものではなく、議会運営の役割や責任といった議会にとって姿勢を示すもので、議員自身が議会運営の姿勢を基本的事項として自ら定め明言していただきたい。 市民にとって、参画・協働のルールを市民の意見で作っているのと対をなすように、議会も議会運営のルールを議員自ら作ることを期待できる表現として、「基本的事項」とすべき。 ・市民会議素案では「その他議会に関する基本的事項は、別に条例で定めます。」とした。その内容は「議会基本条例」を意味している。このことは、他市町の条例でも同じ内容である。 ・議会に関しての要望は、市民会議の場で、具体的な数字とともに数多く出された。県外や県内他市町では、日数・期間や人数が条文に明文化されているところもある。しかし、市民会議の素案では、絞りに絞って、最も基本的なことだけに厳選した内容にした。地方自治法などで定めがあるということだが、本当に十分であるか疑問である。議会や議員の責務等について、市民からはより多くの詳しい規定を望む声が上がっている。また、自らを律するためのものもその拠り所となる「議会基本条例」を作成する必要があると思っているとの発言も議員からはあった。その点からも条文の修正を求める。	議会に関する基本的な事項は、すでに地方自治法の第6章において規定されております。また、本市の条例、規則等においても会議の運営など詳細に定められています。そのため、すでに基本的な事項は定められていると解しており、すでに規定されているもの以外に、必要な事項があれば、議会がそれを定めることという趣旨で本条項を設けています。このような理由から、現行案のとおりとします。	無

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
36	第 1 0 条第 1 項	・ ・ 自己 <u>及び相互</u> 研鑽に努め ・ ・ 能力を発揮 <u>します。</u>	自己研鑽はもとより、議員相互の研鑽が必要ではないか。	お互いに高め合うという観点も必要となる場合もありますので、ご意見のとおり修正します。	・ ・ 自己及び相互研鑽に努め ・ ・
37	第 1 0 条第 1 項	・ ・ 提言する <u>役割を果たします。</u>	パフォーマンスをするのではないので、「能力を発揮する」の表現は不適切ではないか。責務として「役割を果たす」と明言する表現にすべき。	民意で選ばれた議員であり、かつ、本条項中においても「自己（及び相互）研鑽に努め」ることとされています。議員自身が、政策等を審議及び提言する能力を発揮すれば、おのずと役割を果たすものと解しています。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
38	第 1 0 条第 1 項	<u>議員は、議会の一員として、議会の権限を適切に行使するため、審議する能力及び政策を提言する能力の向上に努めなければなりません。</u>	一般質問や議会報告会の開催等、議員活動状況から推察すると、能力の向上に努めなければ市民の負託に応えられない状況と思われる。また、文末の表現は、義務規定の表現にすべき。	「自己（及び相互）研鑽」という表現により、議員自身の能力の向上を常に行うことを表しています。また、「するものとなります」という表現によって、その取り組む姿勢に一定の義務を含ませるものとしています。このようなことから、現行案のとおりとします。	無
39	第 1 0 条第 2 項	・ ・ 遂行 <u>します。</u>	・ 意思及び行為を明確に示す表現にすべき。 ・ 市民が選んだ議員が曖昧な宣言をするのは、信頼を低下させる。明確な表現がふさわしい。	「するものとなります」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、義務付けを伴う「するものとなります」で表現を統一したものであります。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
40	第 1 0 条第 2 項	・ ・ 遂行 <u>しなければなりません。</u>	文末の表現は、義務規定の表現にすべき。	「するものとなります」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も義務付けを伴う「するものとなります」で表現を統一したものであります。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
41	第 1 1 条第 1 項	・ ・ 運営 <u>します。</u>	・ 意思及び行為を明確に示す表現にすべき。 ・ 罰則規定が無いこの条例において、市長が力強く明言する表現にすべき。	「するものとなります」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとなります」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
42	第 1 1 条第 1 項	・ ・ 運営 <u>しなければなりません。</u>	文末の表現は義務規定にすべき。他市町の条例より消極的である。	「するものとなります」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も義務付けを伴う「するものとなります」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
43	第 1 1 条第 2 項	・ ・ <u>努めます。</u>	「ものとしします」という表現より「します」などの表現のほうが行おうとする行為に対する意思がはっきりするのでは。	「するものとしします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとしします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
44	第 1 1 条第 2 項	・ ・ <u>教育します。</u>	・ 市民が期待していることを定めているので、決意を表明する表現にすべき。 ・ 「するものとしします」という表現は、あいまいさを感じる。	「努めるものとしします」とすることで、効率的な組織運営と職員の指導や教育に常に取り組む姿勢を表し、かつ、「ものとしします」という文末表現を用いて、行為に対し義務付けの意味を含ませています。このようなことから、現行案のとおりとします。	無
45	第 1 1 条第 2 項	・ ・ 教育に <u>努めなければなりません。</u>	文末の表現は、義務規定の表現にすべき。	「するものとしします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も義務付けを伴う「するものとしします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
46	第 1 1 条第 3 項	・ ・ <u>発揮します。</u>	・ 意思及び行為を明確に表す表現にしてはどうか。 ・ 職員にとっても、職員自身が持っている能力を発揮してまちづくりに貢献できることはやりがいにつながる。明確に宣言することで、市民との協働により積極的に関わられるようになる。	「するものとしします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとしします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
47	第 1 1 条第 3 項	・ ・ その能力を <u>発揮しなければなりません。</u>	文末の表現は、義務規定の表現にすべき。	「するものとしします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も義務付けを伴う「するものとしします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
48	第 1 2 条第 1 項	・ ・ <u>行います。</u>	・ 意思及び行為を明確に表す表現にしてはどうか。 ・ 当然に行ってもらいたい事なので、明確に宣言すべき。	「するものとしします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとしします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
49	第 1 2 条第 1 項	・ ・ 職務を <u>行わなければなりません。</u>	文末の表現は、義務規定の表現にすべき。	「するものとしします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も義務付けを伴う「するものとしします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
50	第 1 2 条第 2 項	・ <u>・ 推進します。</u>	意思及び行為を明確に表す表現にしてはどうか。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
51	第 1 2 条第 2 項	・ <u>・ 自治運営をします。</u>	言葉をはさむほど、あいまいさを感じる。はっきり名言する表現にすべき。	「推進」という用語には「推し進める」という意味があることから、将来にわたり取り組んでいく姿勢が含まれています。このことから、意味に大きな差異はないものと解していますので、現行案のとおりとします。	無
52	第 1 2 条第 2 項	・ <u>・ 議会運営及び市政運営を推進しなければなりません。</u>	・ 文末の表現は、義務規定にすべき。 ・ 「自治運営」では、市民にとってわかりにくいので、「議会運営及び市政運営」とすべき。	文末の表現については、理念型の条例案として、義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。 また、自治運営については、第 3 条第 7 号において、議会運営と市政運営を含むものと定義していますので、現行案のとおりとします。	無
53	第 1 2 条第 3 項	・ <u>・ 確保します。</u>	・ 意思及び行為を明確に表す表現にしてはどうか。 ・ はっきりと明言する表現にすべき。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
54	第 1 2 条第 3 項	・ <u>・ 機会を確保しなければなりません。</u>	市民会議素案の趣旨から遠く離れており、文末の表現は義務規定にすべき。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
55	第 1 2 条第 4 項	議会及び市長は、市民との協働を <u>実りあるものにするために</u> 、市民相互の連携が活発になるよう <u>努めなければなりません。</u>	・ 「実りあるものにするため」の表現は「結果に結びつける」意味が込められている。しかし現案の「充実させるため」の表現には「結果に結びつく」ことの意味が含まれていない。 ・ 文末の表現は、義務規定にすべき。	この条項では、「市民との協働」の推進に結び付けるために、議会や市長は取り組むべき原則を定めています。市民との協働を推進することは、「充実させる」とことと解釈し、条例案の用語を用いています。そのため、ご意見にある意味と差異はないものと解していますので、現行案のとおりとします。 なお、「努めるものとします」という文末の表現については、他の条項と同様、一定の行為に対する義務付けを伴う意味が含まれますので、現行案のとおりとします。	無

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
56	第 1 2 条第 4 項	・ ・ <u>日常的に</u> 市民相互の連携が活発になるように <u>支援及び場づくりをします。</u>	・ 市民が参画・協働をする土壌となる市民相互の連携は、必要が生じた時だけではなく、日常的に意見交換や安全な対話の場があって出来ること。普段の市民同士のつながりの機会及び場の必要性を十分に理解して、具体的に活発になるように支援することを示すべき。 ・ 「場づくり」は、決して建物のことではなく、人が集まり対話が出来場のこと。誤解を生まないようにすべき。 ・ 「努めるものとします」は、「市民との協働の充実」「市民相互の連携の活発化」が重要ではなく、「努めること」が目的になっているような表現なので、避けるべき。	「市民相互の連携が活発になるように」の規定には、限定的な条件が示されているわけではありませんので、常日頃からそのようにあるべきと解釈できます。そのため、現行案のとおりとします。 また、「支援及び場づくり」については、第8条第5項において、積極的に支援する規定が設けられていますので、重複した規定を設ける必要はないものと解しています。このため、現行案のとおりとします。 なお、「場づくり」の解釈については、誤解が生じないように、条例の解説等で説明を加えます。	無
57	第 1 2 条第 5 項	・ ・ 問題解決に <u>尽力</u> します。	問題を解決するために力を尽くす姿勢を宣言すべき。	「努めます」という規定は、それに取り組んでいく姿勢を表しています。また、「ものとします」という表現を加えることで、一定の義務を課しています。このことから、ご意見にある意味は含まれているとの解釈から、現行案のとおりとします。	無
58	第 1 2 条第 5 項	・ ・ 相互に <u>連携・協力</u> して、まちづくりの課題解決に <u>努めなければなりません。</u>	・ 文末の表現は、義務規定にすべき。 ・ 「連携し、及び協力して」は、句読点と接続詞が重複しており不自然。表現を改めるべき。	「連携・協力」という場合の midpoint (・の部分) は、密接不可分な名詞の接続の際に用いることが原則です。この場合、「連携」と「協力」はその関係に当たらないとの解釈から、 midpoint を用いない用法としたものです。また、用語を接続する場合、2つの名詞を接続する場合には「及び」を用い、活用のある用語を用いる場合には「及び」の前に読点を用いることが原則ですので、現行案のとおりとします。 また、文末の表現は、「ものとします」という表現を用いることで、一定の行為に対して義務付けの意味を含むものとしていますので、現行案のとおりとします。	無
59	第 1 3 条	・ ・ <u>保障</u> します。	・ 意思及び行為を明確に表すようにしました。 ・ 保障するために尽力しているのだから、明言する表現にすべき。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
60	第 1 3 条	<u>議会及び市長</u> は、自治の基本理念と自治運営の諸制度に則り、主権者としての市民の権利を <u>保障しなければなりません。</u>	・ 「議会及び市長」を主語にしたほうが、わかりやすい。 ・ 文末の表現は、義務規定にすべき。	主語に「市」を用いたのは、自治運営の原則を確認するのは、議会や市長だけではなく、他の行政委員会（例：教育委員会や選挙管理委員会）を含むと解釈をしたためです。このことから、第3条第3号で定義をした「市」を主語として用いていますので、現行案のとおりとします。 また、文末の表現は、「ものとします」という表現を用いることで、一定の行為に対して義務付けの意味を含むものとしていますので、現行案のとおりとします。	無
61	第 1 4 条	・ ・ <u>行い</u> ます。	意思及び行為を明確に表す表現にしてはどうか。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
62	第 1 4 条	<u>第 1 4 条 市は、市民主体の自治を確立するため、総合計画の作成、計画的な財政運営、適切な執行、公正で透明な行政評価、及び議会運営などを、法令を遵守して行います。</u>	・法令遵守は何のためか、法さえ守っていればいいという考えにならないためにも、市民主体の自治を確立するために具体的な内容を列挙する必要がある。 ・市役所は、法令を遵守して仕事をしているのだからあいまいな表現にするのはもったいない。	本条では、「自治運営」という用語を用いることで、市長などが行う「市政運営」と議会が行う「議会運営」のすべてにおいて、法令の遵守を行うことと規定しています。また、文末の表現については、他の条項と同じく、一定の行為に対する義務付けを伴う「ものとします」という表現にしています。このため、現行案のとおりとします。	無
63	第 1 4 条	<u>市民主体の自治を確立するために</u> 、市は、・・	1 4 条の条文はあまりにも簡単すぎて当たり前の感じがする。せめてこの内容程度は入れていただきたい。	ご意見にある「市民の市民による市民のための」というフレーズは、アメリカの奴隷解放宣言におけるリンカーンの言葉を引用したと思います。我が国における地方自治は、「団体自治」と「住民自治」の両方を含むものと解されており、その趣旨を踏まえた規定にする必要がありますので、ご意見にある趣旨を別な表現で加え、条文を修正します。	市は、市民による主体的な自治を確立するために、・・
64	第 1 4 条	<u>市民の市民による市民のための自治を確立するために</u> 、市は、将来像を示す総合計画の作成、計画的な財政運営、適切な執行、公正で透明な行政評価、及び議会運営などを、法令を遵守しながら <u>行わなければなりません。</u>	・「市民の市民による市民のための」の表現は、市民自治の根幹を述べており、この精神の下で、市は法令を遵守し、総合計画の作成を行うなどするという文脈になる。市民会議の素案にするべき。 ・「自治運営にを推進するに当たっては」という表現ではわかりにくい。 ・文末の表現を義務規定にすべき。	「市民の市民による市民のための自治」の表現については、アメリカの奴隷解放宣言におけるリンカーンのフレーズを引用したと思います。我が国における地方自治は、「団体自治」と「住民自治」の両方を含むものと解されており、その趣旨を踏まえた規定にする必要がありますので、ご意見にある趣旨を別な表現で加え、条文を修正します。 また、文末の表現は、他の条項と同様に「ものとします」という表現を用いることで、一定の行為に対して義務付けの意味を含むものとしていますので現行案のとおりとします。	市は、市民による主体的な自治を確立するために、・・
65	第 1 4 条	<u>市民の市民による市民のための自治を</u> ・・	市民が主権者であるというこの条例の基本理念に立脚していて、その理念を最も適切に、かつ、わかりやすく言い表している文言。	ご意見にある「市民の市民による市民のための」というフレーズは、アメリカの奴隷解放宣言におけるリンカーンの言葉を引用したと思います。我が国における地方自治は、「団体自治」と「住民自治」の両方を含むものと解されており、その趣旨を踏まえた規定にする必要がありますのでご意見にある趣旨を別な表現で加え、条文を修正します。	市は、市民による主体的な自治を確立するために、・・
66	第 1 5 条第 1 項	・・不可欠な制度 <u>であり</u> 、・・	理由を言っているのだから、簡潔に表現すべき。	ご意見のとおり、理由を述べた箇所ではありますが、「～のため」という表現でも簡潔に表現ができていますので、現行案のとおりとします。	無
67	第 1 5 条第 1 項	・・適切に運営 <u>します。</u>	主体があいまいだが、関わる全ての人に関すること考えれば、はっきりと宣言する表現にすべき。	他の文末表現との整合性を持たせるため、義務付けの意味を含む「するものとします」という表現で、明確な姿勢を示すよう修正します。	・・市は、・・運営するものとします。
68	第 1 5 条第 1 項	・・運営 <u>するものとします。</u>	他の条文の文末表現と同様の表現が適当ではないか。	他の文末表現との整合性を持たせるため、「するものとします」という表現に修正します。	・・市は、・・運営するものとします。
69	第 1 5 条第 1 項	<u>市民の知る権利としての</u> 情報公開及び・・	何のための制度か、よりはっきりする。	本条では、「市民が主体になったまちづくりに不可欠な制度である」として、どのような制度かを示しています。このことから、現行案のとおりとします。	無

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
70	第 1 5 条第 1 項	<u>民主主義を保障する</u> 情報公開及び情報提供の制度は、市民が主体となったまちづくりに不可欠な制度であるため、個人情報の保護とともに、本市の条例の定めに従って、適切に運営 <u>されなければなりません。</u>	市民の知る権利は民主主義の基本であり、これが根幹となって情報公開が行われる。条項に盛り込むべき。	本条では、情報公開や情報提供が「市民が主体になったまちづくりに不可欠な制度である」として、その制度の必要性を示しています。また、本市における情報公開等の目的、趣旨は、「地方自治の本旨に則した市政の発展に寄与すること」でありますので、現行案のとおりとします。 なお、文末の表現につきましては、「ものとしします」という表現を用いることで、一定の行為に対し義務付けを伴わせていますので、現行案のとおりとします。	無
71	第 1 5 条第 2 項	・ ・ 分かりやすい公開制度を整備 <u>します。</u>	整備する制度は公開のための制度であり、積極的に取り組むことを明確に示すべき。	「するものとしします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとしします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
72	第 1 6 条	・ ・ <u>通報します。</u>	・ 意思及び行為を明確に表す表現にしてはどうか。 ・ 市職員も、市民の一人として市民主体の自治運営の担い手としてできることを宣言することで、行動にうつしやすくなるのではないか。	「するものとしします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれているとします。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとしします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
73	第 6 章	第 4 節 <u>協働推進のための市民意見公募</u>	パブリック・コメントという言葉は市民にはわかりにくいのではないか。	パブリック・コメントという言葉は、市の規程にも定められており、広く認知されているものと解釈していましたが、ご意見の趣旨を踏まえ、日本語に置き換えた表現に修正します。	第 4 節 市民意見の広聴
74	第 6 章	第 4 節 <u>協働推進のための条件整備（市民意見の公募）</u>	パブリックコメントの意味がわからない人もいるので、日本語で書くことが必要。	節の題名中にカッコを用いて説明を加えることは、他の例規などでは行っていないので、カッコは用いずに日本語に置き換えた表現に修正します。	第 4 節 市民意見の広聴
75	第 6 章	第4節 <u>市民意見の広聴</u>	「パブリック・コメント」を実施したから、市民の意見を聞いているわけではない。市民との協働を進めるため、「パブリック・コメント」の制度名と市民意見を広く聞いて自治運営に反映する市の方針とが混同されることがないように表記すべき。	市民の方から広く意見を求めることは、パブリック・コメントだけではないことについては、ご意見のとおりですので、第 4 節の節名は、ご意見趣旨を踏まえて修正します。	第 4 節 市民意見の広聴
76	第 1 7 条見出し	(<u>市民意見の広聴</u>)	・ 「パブリック・コメント」は一つの手段の名称である。少しでも市民意見を聴くことが形骸化されないように修正すべき。原案のままでは「パブリック・コメント」さえすれば、市民の意見を聞いたと言われる危険性がある。 ・ 意見を表面化しない市民の声は聞こえないとして無かったことにするのではなく、聞こえない声を聴くことを大切にしていることを示すために「広聴」という言葉を使っていただきたいです。	市民の方から広く意見を求めることは、パブリック・コメントだけではないことについては、ご意見のとおりですので、このことから、第 1 7 条の見出しは、ご意見趣旨を踏まえて修正します。	(市民意見の広聴)
77	第 1 7 条	<u>2 市は、市政運営に必要があると認めた場合は、市民各層からなる審議会を設け、審議の結果を尊重します。</u>	市民との協働推進で、市民参画のうえ意見を聞く大事な場であるので、条例に盛り込むべき。	市民の方からご意見を伺う機会は、パブリック・コメントだけではないことは、ご意見のとおりです。このことから、第 1 7 条の規定に、パブリックコメント以外の例示規定を盛り込み、様々な機会で市民の方から意見を伺うものとする趣旨で修正をします。	第 1 7 条 市は、市民との協働に・・・ときは、審議会、パブリック・コメントその他の方法により、広く市民の意見を聴くものとします。

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
78	第 1 7 条	<u>第17条 市は、市民が協働の主体として自治の拡充やまちづくりに参画できる条件整備を進め、各段階において継続した市民の参画・協働を実現します。</u> <u>2 市は、前項の条件整備に当たり、市民の各層からなる、審議会、市民討議会、フューチャーセッション、ワークショップ、パブリック・コメント等、市民の意見の集約に有効な複数の方法を用いて、応募された意見だけではなく、広く市民の意見を聴き自治運営を推進します。</u>	この条例は市民自治を有効に推進するため、主体である市民の参画・協働が不可欠であることを、市が強く認識する必要がある。そのためには、サイレントマジョリティと言われる市民の意見も重視し、積極的に意見を聴く場づくりが必要。有効とされる多様な方法を取り入れ、少しでも市民の意見を自治運営に反映する意思があることを示すべき。そのために市民意見の広聴に関しては、丁寧な表現にすべき。	市民の方からご意見を伺う機会は、パブリック・コメントだけではないことは、ご意見のとおりです。このことから、第17条の規定に、パブリックコメント以外の例示規定を盛り込み、様々な機会で市民の方から意見を伺うものとする趣旨で修正をします。	第17条 市は、市民との協働に・・・ときは、 審議会、パブリック・コメントその他の方法により、広く市民の意見を聴くもの とします。
79	第 1 7 条	<u>第17条 市は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するものとします。</u> <u>2 市は、市民との協働による暮らしやすいまちづくりを推進する必要があると認め たときは、市民の意見を反映させるため、市民の意見を募集するとともに、提出された意見に対する考え方を公表します。</u>	市民意見の反映は、パブリック・コメントが中心であったとしても、市民会議や市民意識の調査等幅広い範疇に及ぶもの。その趣旨を規定も盛り込むべき。 ・考え方の公表は、現に行われているパブリックコメントの意見に対する考え方の公表を明確化。	市民の方からご意見を伺う機会は、パブリック・コメントだけではないことは、ご意見のとおりです。このことから、第17条の規定に、パブリックコメント以外の例示規定を盛り込み、様々な機会で市民の方から意見を伺うものとする趣旨で修正をします。	第17条 市は、市民との協働に・・・ときは、 審議会、パブリック・コメントその他の方法により、広く市民の意見を聴くもの とします。
80	第 1 7 条	<u>(パブリック・コメント(市民意見の公募))</u> <u>第17条 市民を主権者とする市民自治の有効性を高めるために、市長や議会は協働の主体として、市における自治の拡充推進と暮らしやすいまちづくり推進のために、条件を整備しなければなりません。</u> <u>2 市長や議会は、前項に既定する条件の整備にあたっては、その条件を適切なものとするために、市民の各層からなる審議会の意見を尊重し、パブリック・コメント等を実施し、広く市民の意見を聞かなければなりません。</u>	ここでは、狭義のパブリック・コメントの意味ではないので、市民会議の素案であるように、広く意見を求める内容にすべき。 市民会議素案は、1項「市民を主権者とする・・・条件を整備しなければなりません。」、2項「市長や議会は・・・広く市民の意見を聴かなければなりません。」としていた。 現案では、主体は市であり、市が必要とする場合のみパブリック・コメントを実施し、そのときのみ市民の意見を聴くだけになるおそれがある。そのようなにならないためにも、市民会議の素案に条文にするべき。	市民の方からご意見を伺う機会は、パブリック・コメントだけではないことは、ご意見のとおりです。このことから、第17条の規定に、パブリックコメント以外の例示規定を盛り込み、様々な機会で市民の方から意見を伺うものとする趣旨で修正をします。	第17条 市は、市民との協働に・・・ときは、 審議会、パブリック・コメントその他の方法により、広く市民の意見を聴くもの とします。
81	第 1 8 条	<u>第18条 住民は、市民生活にとって重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関して、住民投票の実施を市長に対して請求することができます。住民投票請求の条件は市長が定めます。</u>	現案に、1項として追加で、住民からも生活を左右する重大な事案に遭遇した時は住民投票ができるという、住民に開かれた市政であったほうがよいのではないか。	住民からの住民投票請求権を規定する場合、請求できる住民の要件、請求するための署名の人数、請求の手続き等、様々な検討を行う必要があります。現段階においては、その要件等を定めるための必要な議論を経ていないことなどから、現行案のとおりとします。	無
82	第 1 8 条	<u>第18条 住民は、市民生活にとって重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関して、市長に住民投票に関する条例の制定を請求できます。</u> <u>2 市民の住民投票に関する条例制定の請求手続きに関して、早急にその条件を整えます。</u>	この条例案では、住民投票を求める権利が市長にしかないように受け取れる表現である。住民にも条例制定請求権があり、住民投票に関する条例の制定にも当然に請求権を行使できます。現在住民が持っていない権利を自治基本条例で規定するのではないのですから、市民自治を意識するためにも、住民に住民投票を求める権利があることを明記すべき。 現時点で市民の請求手続きに関して条件整備が不十分であるなら、早急に整えることを明記すべき。そして住民投票の結果の尊重に関して、あいまいな印象は残さず言い切る表現にすべき。	住民からの住民投票請求権を規定する場合、請求できる住民の要件、請求するための署名の人数、請求の手続き等、様々な検討を行う必要があります。このことから、現段階においては、その要件等を定めるための必要な議論を経ていませんので、現行案のとおりとします。なお、地方自治法では、条例の制定・改廃の請求（法74条）、地方公共団体の事務監査請求（法第75条第1項）など、住民から直接請求できる旨規定がされております。条例は法律の範囲内で定めるものですので、本条文が地方自治法に定めのある住民からの直接請求を阻害するものではありません。	無

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
83	第18条	第18条 <u>住民は、市民生活にとって重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関して、住民投票の実施を市長に対して請求することができます。</u> 2 ・ ・ ・ 3 ・ ・ ・ 4 ・ ・ ・ <u>尊重しなければなりません。</u>	・ 市民会議の素案では、住民からの住民投票請求権が盛り込まれていた。会議では、法律に疎い素人のみで作業したのではなく、法律の専門家である大学の名誉教授や准教授の指導の下での作業であることを考慮する必要がある。また、他の自治体でも同様の規定が盛り込まれていることから、この条例案にも盛り込むべき。 ・ 他自治体の条例の多くは、義務的表現の「尊重しなければなりません」となっていることから、文末の表現を義務規定にすべき。 以上から、市民会議素案に戻すことを要求します。 ・ 地方自治法では、住民投票の発議権は、市長、議員、住民と定められています。市長のみ項を設けるのはアンバランスである。	住民からの住民投票請求権を規定する場合、請求できる住民の要件、請求するための署名の人数、請求の手続き等、様々な検討を行う必要があります。このことから、現段階においては、その要件等を定めるための必要な議論を経いていませんので、現行案のとおりとします。なお、地方自治法では、条例の制定・改廃の請求（法74条）、地方公共団体の事務監査請求（法第75条第1項）など、住民から直接請求できる旨規定がされております。条例は法律の範囲内で定めるものですので、本条文が地方自治法に定めのある住民からの直接請求権を阻害するものではありません。 また、第4項における文末の表現については、他の条項と合わせ、義務的意味を含む「ものとします」で表現したものですので、現行案のとおりとします。	無
84	第18条第2項	「 事案ごとに 」の文言を削除	解釈によって、年齢、住民の範囲、有権者数などが異なることがないように、この機に並行してきちんと住民投票について明文化する必要がある。よって、事案ごとという文言を削除。	住民投票に関し、住民投票に参加できる者の資格については、まだ必要な議論がなされておらず、今後検討が必要な事項と解しています。また、住民投票は、その性質上、特別な事案が発生した場合にのみ実施されるものとの解釈から、本市では、常設型の住民投票条例は想定せず、事案ごとに住民投票の実施や条例制定を想定した表現としています。このことから、現行案のとおりとします。	無
85	第18条第3項	・ ・ <u>尊重します。</u>	意思及び行為を明確に表す表現のほうがよいのではないか。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれているという解釈があります。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
86	追加	<u>第●章 実施状況の検証</u> <u>（自治基本条例の検証会議の設置）</u> <u>第●●条 市長は、この条例が適切に実施されているかを検証するため、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、公募委員を含む市民、行政及び議会の3者で構成する自治基本条例検証会議（以下「検証会議」といいます。）を設置します。</u> <u>2 検証会議は、この条例の施行状況を検証したうえで、改善点を市長に報告します。</u> <u>3 前2項のほか検証会議に必要な事項は、市長が別にこれを定めます。</u>	理念型の条例は、作文条例あるいはお題目条例になりがちな懸念を有している。自治基本条例ができることは画期的だが、市民、行政、議会が協働して自治を推進していくために、協働がこの条例の理念に従って行われているか、確認検証する必要があると考える。	自治基本条例は、市民からの信託を受けた議会や市長が、協働・参画のもとにまちづくりを推進するための基本原則を定めるものです。市民の協働・参画を確認するため、現在でも、市民行政評価や市民アンケート、さらには、個別の条例、規則で設けられた審議会等で、広く行政をチェックしていただき、評価いただいております。また、条例の施行状況については、常に条例の趣旨や規定に則り、適正に行われている必要があります。 このことから、現在の各種事業により評価をいただきつつ、条例の施行状況を確認していくという趣旨から、現行案のとおりとします。	無

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
87	追加	<u>(自治基本条例評価市民会議の設置)</u> 第●条 市長は、本市の自治の基本となるこの条例の実施を市民と市が協働で進めるために、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、公募委員を含む市民を中心として構成される自治基本条例評価市民会議を設置し、本条例の実施状況について評価、改善を行います。 2 前項の自治基本条例評価市民会議に必要な事項は、市長が別にこれを定めます。	この条例は、自治への市民の参画・協働の理念として、市民と市に深く浸透していくことが望まれるもの。既に行った評価会議があるのだから、これを定期的に行い、条例の趣旨がより有効に実施される仕組みに、市民と市が共に参画する場を作ることが必要。有効性のある市民自治には、参画の定義である計画、実行、評価及び改善の過程に市民の継続的な関わりを求める仕組みを、行政が準備することが必要。市民自治を進めるため、本条例を形だけのものにしない責任を市民と市が分かち合うためにも、条例の評価、改善の段階に市民が参画する仕組みを条例に組み入れるべき。	自治基本条例は、市民からの信託を受けた議会や市長が、協働・参画のもとにまちづくりを推進するための基本原則を定めるものです。市民の協働・参画を確認するため、現在でも、市民行政評価や市民アンケート、さらには、個別の条例、規則で設けられた審議会等で、広く行政をチェックしていただき、評価いただいております。また、条例の施行状況については、常に条例の趣旨や規定に則り、適正に行われている必要があります。このことから、現在の各種事業により評価をいただきつつ、条例の施行状況を確認していくという趣旨から、原案のとおりとします。	無
88	追加	<u>(自治基本条例検証市民会議の設置)</u> 第●●条 市長は、この条例が適切に実施されているかを検証するため、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、公募委員を含む市民を中心として構成される自治基本条例検証市民会議（以下「検証市民会議」）を設置します。 2 検証市民会議は、この条例の施行状況を検証したうえで、改善点を市長に提言します。 3 前2項のほか検証市民会議に必要な事項は、市長が別にこれを定めます。	これと同様な条文は、栃木市の自治基本条例に定められており、施行されています。こういった事例も研究すべき。 又、県内他市の条例でも少数であることを削除の理由とすることも問題である。市民との連携・協力を進めるのであれば、このように先進地で行われていることを積極的に取り入れることが必要。又、真岡市が実施している評価会議やアンケート等は行政主導であり、ここでの「市民検証会議」とは異なっている。「市民検証会議」は、この条例で定めた市民参画の一環であり、かつ、この条例が市民が中心となって市民、市長、議会の三者が協力して検討してきたことを真摯に考える必要がある。また、条例は一度制定されると見直しが行われにくいという現状を踏まえ、条例の形骸化防止も必要。更に、「検証市民会議に必要な事項は、市長が別にこれを定めます。」と規定されおり、市長の権利は保障されている。このようなことから、市民会議の素案の条文にすべき。	自治基本条例は、市民からの信託を受けた議会や市長が、協働・参画のもとにまちづくりを推進するための基本原則を定めるものです。市民の協働・参画を確認するため、現在でも、市民行政評価や市民アンケート、さらには、個別の条例、規則で設けられた審議会等で、広く行政をチェックしていただき、評価いただいております。また、条例の施行状況については、常に条例の趣旨や規定に則り、適正に行われている必要があります。このことから、現在の各種事業により評価をいただきつつ、条例の施行状況を確認していくという趣旨から、現行案のとおりとします。	無
89	追加	<u>(自治基本条例検証市民会議の設置)</u> 第●●条 市長は、この条例が適切に実施されているかを検証するため、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、公募委員を含む市民を中心として構成される自治基本条例検証市民会議（以下「検証市民会議」）を設置します。 2 検証市民会議は、この条例の施行状況を検証したうえで、改善点を市長に提言します。 3 前2項のほか検証市民会議に必要な事項は、市長が別にこれを定めます。	条例は、絵に描いた餅であってはならず、市民としての責務や権利を考える上での拠り所となるもの。できたことに満足せずに、真岡市民として条例が誇りに感じられるように、これからもずっとみんなで守り、育てていくという観点から、この条文の追加すべき。	自治基本条例は、市民からの信託を受けた議会や市長が、協働・参画のもとにまちづくりを推進するための基本原則を定めるものです。市民の協働・参画を確認するため、現在でも、市民行政評価や市民アンケート、さらには、個別の条例、規則で設けられた審議会等で、広く行政をチェックしていただき、評価いただいております。また、条例の施行状況については、常に条例の趣旨や規定に則り、適正に行われている必要があります。このことから、現在の各種事業により評価をいただきつつ、条例の施行状況を確認していくという趣旨から、現行案のとおりとします。	無
90	第19条見出し	(条例改正と市民の参画)	この条例は、まちづくりに市民の参画・協働が大きな目的であるから、条例の改正に際しても、市民の参画が当然のことであり、見出しにもそれが盛り込まれているべき。	見出しは条文の内容を占める役割のものでありますが、条文の効力には影響を与えないものです。第19条第2項で、条例改正における市民の参画については規定が設けられていますので、ご意見の内容についての効力を有しています。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
91	第19条第2項	・ ・ <u>保障します。</u>	・ 意思及び行為を明確に表す表現にしては。 ・ しっかり明言する表現にすべき。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も、義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無

	条項等	条文に対する修正意見 (太字下線部分が意見箇所)	意見の概要	市の考え方	修正の有無(案)
92	第 1 9 条	<u>第 1 9 条 市は、この条例の施行後 5 年以内に施行状況を検証するものとします。</u> 2 . . .	社会情勢の変化や関連条例の改廃等を踏まえ、検証、見直しの規定が必要。	条例は、施行後の年数を問わず、常に適切に関係法令に合致し、施行されているか確認されるべきものですので、年数や検証に関する規定は加えず、現行案のとおりとします。ただし、文末の表現については、一定の義務を課す表現が好ましいと解されますので、文末表現は「ものとします」に修正をします。	・ ・ 必要な措置をとるものとします。
93	第 1 9 条	第 1 9 条 . . . 2 市が条例の改正するに当たっては、市民の参画を保障しなければなりません。	文末の表現は、義務規定にすべき。	「するものとします」という表現には、一定の行為に対し義務付けを伴う意味が含まれています。本条例案は、詳細な項目まで規定せず、市民、議会及び議員、市長（他の執行機関を含む。）の協働による自治、まちづくりの推進について基本的事項を定めた理念型の条例案と位置付けています。このことから、文末の表現も義務付けを伴う「するものとします」で表現したものです。このような理由から、現行案のとおりとします。	無
94	その他	条文の中「…します」「…努めます」「…努めるものとします」の表現の、その使い分けの基準は何か。使い分けによりどんな違いがあるのか。「努めるものとします」と表現したものが、努力目標であり出来ない場合の言い訳でないことを示してほしい。			「するものとします」の規定は、主に責務や遵守すべき原則などを定めた条項で用いており、一定の行為に対して義務付けの意味を含ませています。「します」という規定は、目的、理念、権利などを定めた条項で用いています。また、「努めるものとします」とすることで、市がその課題や問題等を解決していくために取り組んでいくことに対し、義務付けの意味を含ませています。
95	その他	理念型の条例とは何か			本条例案は、詳細な条項を設けず、基本的な理念や原則などを主に定めたものとして、理念型として定めています。詳細な制度に関する規定は、他の条例や規則等で補完されています。